

## 研究活動不正行為防止のための基本方針

近年、研究者は以前にも増して激しい競争の中に置かれており、データの捏造・改ざんなどの研究上の不正行為が国内外の研究機関で生じ、社会問題化するに至っている。また、不正行為とまでいえなくとも、知的誠実さを妥協させて目先の業績を優先させる誘惑が常に存在している。しかし、そうした不正行為や知的不誠実さは、研究者や研究機関への社会の信頼を裏切り、学術研究の発展を著しく阻害する。

東京保健医療専門職大学は、こうした状況に鑑み、他の模範となるような公正な研究活動を実現するため、以下に、その基本方針を定める。

1. 本学構成員は、自己が行う学術研究が社会からの信頼と付託の上に成り立っていることを自覚し、常に誠実に公正な研究を遂行しなければならない。また、本学構成員は、自己のみならず周辺の研究者が公正な研究を安心して遂行できる環境を確立・維持しなければならない。
2. 研究における公正さとは、単に不正行為をしないというだけでなく、研究の申請、実施、報告、審査のすべてにおいて、最大限の知的誠実さを堅持し、注意深い責任ある態度で研究を行うことを指す。
3. 本学構成員は、不正行為があった場合その是正に努めなければならない。本学構成員は、不正行為が行われた事実、ないしは、行われたという疑念がある場合は、それを放置しない倫理的義務がある。
4. 不正行為の疑いが存在すると考える者は、何人も申立てを行うことができる。不正行為の是正を意図した善意の申立者を保護する。不正行為に係わる調査・審議・裁定は「東京保健医療専門職大学研究活動不正行為防止規程」に則り行われる。
5. 東京保健医療専門職大学は、研究者倫理教育を積極的に行うことによって、不正行為の防止にくわえ、研究倫理に関する以下のような事項の徹底を図る。
  - 1) 人間を対象とする研究においては、ヘルシンキ宣言等の倫理指針に基づき、調査対象者の意志と権利の尊重を科学的及び社会的利益よりも優先すること。
  - 2) 研究遂行にあたっては、環境への負荷を最小限にすること。
  - 3) 自らの研究が社会に及ぼす影響について配慮し、必要とあれば社会に対する説明を行うこと。
  - 4) 指導者や審査者としての立場を不当に利用しないこと。
  - 5) 共同研究においては共同研究者を尊重するとともに、研究成果の公表に際しては適切な著者名の記載を行うこと。
  - 6) 研究資金の使用を適切に行うこと。
  - 7) その他、関連の法令等を遵守し研究を遂行すること。
6. 東京保健医療専門職大学は、以上を担保する組織として、研究推進室を設置する。設置の詳細については、「東京保健医療専門職大学研究活動不正行為防止規程」に定める。

東京保健医療専門職大学  
学長 陶山 哲夫